

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

2月28日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定6件、指定管理者の指定1件の、合わせて7件です。

3月4日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

議案第8号「上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例及び上野原市営運動施設条例の一部を改正する条例制定について」は、西原小学校の閉校と、消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、関係する条例を改定するものです。

次に、議案第10号「上野原市立上野原スポーツプラザ市民プール条例の一部を改正する条例制定について」は、市民プールにおけるスタジオ施設の貸出し開始、消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、条例を改正するものです。

議案第12号「上野原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い条例を改正するもので、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸付を実施できるよう、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は据え置き期間終了後の貸し付け利率を、3%から1.5%に改めるものです。

議案第13号「上野原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、学校教育法の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件について、専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものです。

議案第14号「上野原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」は、満15歳を超える新たな助成対象者に対して、医療費の自己負担分を、償還払いから窓口無料とするため、所要の改正を行うものです。

続いて、議案第15号「上野原市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、子ども医療費助成の窓口無料化に伴い、同様に改正を行うものです。

次に、議案第42号「上野原市立病院の指定管理者の指定について」は、現在の指定管理者である公益社団法人 地域医療振興協会を、平成34年3月31日まで引き続き指定管理者として指定するものです。

変更点のポイントとしては、指定管理料を1億5千万円から2億円へ増額すること、医療機器の使用料として減価償却相当分を負担してもらう、指定管理者負担金についての規定があったが、これを撤廃すること、病床利用率向上やその他の合理化案について積極的に検討する旨の条文化、指定管理期間の10年から3年への短縮であります。

委員からの、指定管理料の増額に見合った改善策の提案は無いのか、という質問については、市も指定管理者も、山梨大学や自治医科大学に足を運び、医師の確保に努めるほか、看護師については、奨学金を貸し付ける中で、一定期間働けば免除する等の制度を設けるなど、方策を講じているものの、中々人材確保が厳しい状況であるとのことでした。

委員からは、市立病院の経営について、市の担当者が積極的に介入すべきである、また、3年後の指定管理を見据え、前持った対策をすべきであり、自治体病院の在り方を真剣に探るべき、という意見が出ました。

また、議員間討議において、議案第14号、15号について、12月議会では償還払いということであったが、今回、窓口無料とする議案が提出されており、当局の敏速な対応を評価したいとの意見が出ました。

以上、当局提出7案件について、採決定した結果、議案第8号と議案第10号を除く5案件は、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号「上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例及び上野原市営運動施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「上野原市立上野原スポーツプラザ市民プール条例の一部を改正する条例制定について」は、異議がありましたので、起立採決定した結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、学校の教育問題について調査する必要があるとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。